

令和4（2022）年度 長岡大学シラバス

|                |   |             |    |         |   |      |                   |     |    |
|----------------|---|-------------|----|---------|---|------|-------------------|-----|----|
| 授業科目名<br>科目コード | 行政法 (Administrative Law)<br>2013013-035 |             |    |         |   | 担当教員 | 霜田 亮<br>(シモダ リョウ) |     |    |
| 科目区分           | 教養科目                                    | 必修・<br>選択区分 | 選択 | 単位<br>数 | 2 | 配当年次 | 1年次               | 開講期 | 後期 |
| 科目特性           | 資格対応科目／知識定着・確認型 AL                      |             |    |         |   |      |                   |     |    |

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| ① 授業のねらい・概要  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 行政法の基本原則と行政作用法、行政救済法について詳しく学ぶとともに、行政組織法についても概観する。本講義で学ぶ知識は、将来公務員を目指す学生にとっては必須のものであり、また、公務員を目指す学生でなくとも、日常生活・事業活動の両面で行政と関わる際の助けとなる。公務員試験に対応した科目である。  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ② ディプロマ・ポリシーとの関連   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 職業人として通用する能力／専門的知識・技能を活用する能力を養う。   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ③ 授業の進め方・指示事項  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 15回の講義を全体像、各論、振り返りの3ブロックに分け、反復による知識の定着を目指す。各回は講義形式で授業を進め、講義の最後にテキスト収録の問題の解説を行う。</li> <li>・ 第2回以降、講義の初めに前回の講義内容に関する小テストを実施し、その後に解説を行う。</li> </ul>  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ④ 関連科目・履修しておくべき科目  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 「憲法」または「民法」のいずれかを履修しておくことが望ましい。  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ⑤ 評価Aに対応する具体的な学習到達目標の目安  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>(i) 法律による行政の原理その他の行政法の諸原則について他者に説明できる。</li> <li>(ii) 各行政作用の特徴、特に行政行為について他者に説明できる。</li> <li>(iii) 行政救済法の全体像と各制度の内容について他者に説明できる。</li> </ul>   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ⑥ テキスト（教科書）  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| TAC 公務員講座編著（2019）『公務員試験 過去問攻略 V テキスト 4 行政法（初版）』TAC 出版  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ⑦ 参考図書・指定図書  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| <p>TAC 株式会社（公務員講座）編著（2018）『公務員試験 まるごと講義生中継シリーズ 新谷一郎の行政法 新・まるごと講義生中継（初版）』TAC 出版</p> <p>東京リーガルマインド LEC 総合研究所 公務員試験部（2021）『2022-2023 年合格目標 公務員試験 本気で合格！過去問解きまくり！12 行政法』東京リーガルマインド</p> <p>伊藤真（2021）『伊藤真の入門シリーズ 伊藤真の行政法入門（第3版） 講義再現版』日本評論社</p> <p>藤田宙靖（2016）『行政法入門（第7版）』有斐閣</p> |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

| ⑧ ルーブリック                  |  |  |   |  |  |
|---------------------------|--|--|---|--|--|
| 評価項目                      | 評価基準   |  |   |  |  |
|                           | S<br>到達目標を越えたレベルを達成している                                    | A<br>到達目標を達成している                                       | B<br>到達目標達成にはやや努力を要する                               | C<br>到達目標達成には努力を要する                              | D<br>到達目標達成には相当の努力を要する                               |
| (i) 法律による行政の原理その他の行政法の諸原則 | 法律による行政の原理その他の行政法の諸原則に関して講義で取り扱っていない学説・判例の内容についても独力で理解できる。 | 法律による行政の原理その他の行政法の諸原則に関して講義で取り扱った学説・判例の内容について独力で説明できる。 | 法律による行政の原理その他の行政法の諸原則に関して諸用語・概念と関連する学説・判例の対応を説明できる。 | 法律による行政の原理その他の行政法の諸原則に関して諸用語・概念の制度全体との関わりを説明できる。 | 法律による行政の原理その他の行政法の諸原則に関して諸用語・概念の制度全体の中での位置付けを説明できない。 |
| (ii) 各行政作用の特徴             | 各行政作用の特徴に関して講義で取り扱っていない学説・判例の内容についても独力で理解できる。              | 各行政作用の特徴に関して講義で取り扱った学説・判例の内容について独力で説明できる。              | 各行政作用の特徴に関して諸用語・概念と関連する学説・判例の対応を説明できる。              | 各行政作用の特徴に関して諸用語・概念の制度全体との関わりを説明できる。              | 各行政作用の特徴に関して諸用語・概念の制度全体の中での位置付けを説明できない。              |
| (iii) 行政救済法の全体像と各制度の内容    | 行政救済法の全体像と各制度の内容に関して講義で取り扱っていない学説・判例の内容についても独力で理解できる。      | 行政救済法の全体像と各制度の内容に関して講義で取り扱った学説・判例の内容について独力で説明できる。      | 行政救済法の全体像と各制度の内容に関して諸用語・概念と関連する学説・判例の対応を説明できる。      | 行政救済法の全体像と各制度の内容に関して諸用語・概念の制度全体との関わりを説明できる。      | 行政救済法の全体像と各制度の内容に関して諸用語・概念の制度全体の中での位置付けを説明できない。      |

| ⑨ 学習の到達目標（評価項目）とその評価の方法、フィードバックの方法 |     |      |    |      |       |           |     |      |
|------------------------------------|-----|------|----|------|-------|-----------|-----|------|
| 学習到達目標（評価項目）                       | 試験  | 小テスト | 課題 | レポート | 発表・実技 | 授業への参加・意欲 | その他 | 合計   |
| 総合評価割合                             | 70% |      |    |      |       | 30%       |     | 100% |
| (i) 法律による行政の原理その他の行政法の諸原則          | 10% |      |    |      |       | 10%       |     | 20%  |
| (ii) 各行政作用の特徴、特に行政行為               | 30% |      |    |      |       | 10%       |     | 40%  |
| (iii) 行政救済法の全体像と各制度の内容             | 30% |      |    |      |       | 10%       |     | 40%  |

|            |                |
|------------|----------------|
| フィードバックの方法 | 小テストは実施後に解説する。 |
|------------|----------------|

|   |
|---|
| ⑩ 担当教員からのメッセージ（昨年度授業アンケートを踏まえての気づき等）                                      |
| 行政法は抽象度が高く、法理論と実社会の繋がりを理解することが難しい法律である。できる限り多くの具体例を交え、法制度をイメージできるよう工夫を行う。 |

| ⑪ 授業計画と学習課題 |                                 |  |     |
|-------------|---------------------------------|--|-----|
| 回数          | 授業の内容                           | 授業外の学習課題と時間（分）<br>（※特別な持参物）                                    |     |
| 1           | オリエンテーション<br>（行政法とは何か）          | テキスト pp. 2-9 を読み、Exercise の問題を自力で解く。                           | 60分 |
| 2           | 行政法の全体像①<br>（法律による行政の原理、公法と私法）  | テキスト pp. 10-40 を読み、Exercise の問題を自力で解く。小テストの復習をする。              | 60分 |
| 3           | 行政法の全体像②<br>（行政作用法の概要）          | テキスト pp. 42-197 の関連ページを読み、Exercise の問題を自力で解く。小テストの復習をする。       | 60分 |
| 4           | 行政法の全体像③<br>（行政救済法の概要）          | テキスト pp. 200-373 の関連ページを読み、Exercise の問題を自力で解く。小テストの復習をする。      | 60分 |
| 5           | 行政法の全体像④<br>（行政組織法、行政機関情報公開法）   | テキスト pp. 376-431 を読み、Exercise の問題を自力で解く。小テストの復習をする。            | 60分 |
| 6           | 行政作用法①<br>（行政行為：諸効力、附款、取消しと撤回）  | テキスト pp. 42-52、77-83、97-104 を読み、Exercise の問題を自力で解く。小テストの復習をする。 | 60分 |
| 7           | 行政作用法②<br>（行政行為：裁量・瑕疵の有無による分類）  | テキスト pp. 63-76、84-96 を読み、Exercise の問題を自力で解く。小テストの復習をする。        | 60分 |
| 8           | 行政作用法③<br>（行政立法、行政計画、行政契約、行政指導） | テキスト pp. 156-197 を読み、Exercise の問題を自力で解く。小テストの復習をする。            | 60分 |
| 9           | 行政作用法④<br>（行政法上の強制手段、行政手続法）     | テキスト pp. 105-153 を読み、Exercise の問題を自力で解く。小テストの復習をする。            | 60分 |
| 10          | 行政救済法①<br>（国家補償：国家賠償）           | テキスト pp. 200-244 を読み、Exercise の問題を自力で解く。小テストの復習をする。            | 60分 |
| 11          | 行政救済法②<br>（国家補償：損失補償、行政上の不服申立て） | テキスト pp. 245-258、346-373 を読み、Exercise の問題を自力で解く。小テストの復習をする。    | 60分 |
| 12          | 行政救済法③<br>（行政事件訴訟法：取消訴訟）        | テキスト pp. 260-299 を読み、Exercise の問題を自力で解く。小テストの復習をする。            | 60分 |

|    |                            |  |     |
|----|----------------------------|--|-----|
| 13 | 行政救済法④<br>(行政事件訴訟法：その他の訴訟) | テキスト pp.300-343 を読み、 <b>Exercise</b> の問題を自力で解く。小テストの復習をする。 | 60分 |
| 14 | 全体の振り返り①<br>(総論、行政作用法)     | 小テスト(第1回～第9回)の復習をする。                                       | 60分 |
| 15 | 全体の振り返り②<br>(行政救済法、行政組織法)  | 小テスト(第10回～第15回)の復習をする。                                     | 60分 |

#### ⑫ アクティブラーニングについて

知識定着・確認型 AL を採用する。第2回以降は小テストを実施し、基礎的な知識の定着を図る。また、各講義の最後に演習問題に取り組み、知識をどのように活用するかを学ぶ。

※以下は該当者のみ記載する。

#### ⑬ 実務経験のある教員による授業科目

##### 実務経験の概要

現在は製造業を中心としたコンサルティングを主たる事業としている。製造現場の改善や品質管理の仕組みづくりなど、組織のさまざまな階層での困りごとの解決に取り組んでいる。その他、弁理士として公的機関に対する申請代理の業務を行う。

##### 実務経験と授業科目との関連性

弁理士の代理業務は特許庁に対する手続であり、行政機関に対する手続として、行政法と関連がある。また、補助金の事務局業務の経験もあり、行政機関またはこれに準じる組織に内外両面から関与してきた。